

務	00	01	3年
(令和7年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 1 0 号
令 和 4 年 3 月 1 7 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

運転免許行政に係る審査請求及び取消訴訟の提起の教示について

運転免許行政に係る審査請求及び取消訴訟の提起の教示（以下「審査請求等の教示」という。）については、「運転免許行政に係る審査請求及び取消訴訟の提起の教示について」（平成31年3月14日付け運免第973号、以下「旧通達」という。）により指示しているところであるが、運転免許行政に係る審査請求等の教示については、下記のとおり
の運用となることから、対応に誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 審査請求等の教示に関する根拠等

(1) 審査請求に係る教示及び審査請求期間

行政不服審査法（平成26年法律第68号、以下「法」という。）第82条において、
「行政庁は、審査請求をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。」

とし、審査請求に係る教示を規定しており、法第18条において、

「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。」

として、審査請求期間を規定している。

(2) 取消訴訟の提起に係る教示及び出訴期間

行政事件訴訟法（昭和37年法律139号、以下「行政訴訟法」という。）第46条において、

「行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決（以下「当該処分等」という。）をする場合には、その相手方に対し、当該処分等に係る取消訴訟の被告とすべき者や取消訴訟の出訴期間などを書面で教示しなければならない。」

とし、取消訴訟の提起に係る教示を規定しており、行政訴訟法第14条において、

「取消訴訟は、当該処分等があったことを知った日の翌日から6か月を経過したときは、提起することができない。」

旨の出訴期間を規定している。

2 審査請求等の教示の対象となる者

(1) 運転免許証の更新及び試験関係

ア 運転免許証の更新の際に優良運転者以外に区分されたもの

イ すでに運転免許証を有する者が、他の運転免許試験に合格し、優良運転者以外に区分された併記運転免許証の交付を受けたもの

ウ やむを得ない理由により運転免許証の更新を受けなかった者が、運転免許経歴の継続の適用を受けて運転免許を再取得する場合（いわゆる「特定失効者」）で、優良運転者以外に区分された運転免許証の交付を受けたもの

エ 一定の病気等に該当することを理由として運転免許証の取消処分を受けた者で、運転免許経歴の継続の適用を受けて運転免許を再取得する場合（いわゆる「特定取消処分者」）で、優良運転者以外に区分された運転免許証の交付を受けたもの

(2) 指定自動車教習所及び技能検定員等関係

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「道交法」という。）第99条の7第1項に係る適合命令の処分を受けたもの

イ 道交法第99条の7第2項に係る監督命令の処分を受けたもの

ウ 道交法第100条第1項に係る指定自動車教習所の指定の取消し等の処分を受けたもの

エ 道交法第100条第2項に係る卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止の期間の延長の処分を受けたもの

オ 道交法第99条の2第5項に係る技能検定員資格者証返納命令の処分を受けたもの

カ 道交法第99条の3第5項に係る教習指導員資格者証返納命令の処分を受けたもの

(3) 運転免許証の取消・停止処分等関係

ア 道交法第90条に係る運転免許の拒否・保留処分を受けたもの

イ 道交法第103条に係る運転免許の取消・停止処分を受けたもの

ウ 道交法第103条の2に係る運転免許の仮停止処分を受けたもの

エ 道交法第104条の2の2第2項に係る再試験不受験による運転免許の取消処分を受けたもの

オ 道交法第104条の2の3に係る運転免許の暫定停止及び臨時適性検査不受検に係る運転免許の取消・停止処分を受けたもの

カ 道交法第107条の5に係る国際運転免許等の運転の禁止処分を受けたもの

3 教示方法

(1) 前記2(1)及び(2)の場合

審査請求等の教示の対象となる者に対しては、別添1「教示の趣旨」を例として、審査請求等の教示の趣旨をあらかじめ説明した上、別添2「教示書」を交付すること。

(2) 前記2(3)の場合

審査請求等の教示の対象となる者に対し、別添2「教示書」と同様の内容の「教示」が記載されている各種通知書・処分書等を交付する場合は、別添1「教示の

趣旨」を例として、審査請求の教示の趣旨をあらかじめ説明した上、各種通知書・処分書記載の「教示」を読み聞かせた後、対象となる者に対し、処分書を交付すること。

4 留意事項

(1) 審査請求期間及び出訴期間の基準日

法及び行政訴訟法にいう「処分のあったことを知った日」とは、

ア 運転免許の更新及び試験関係では、運転免許証の交付を受けた日となる。

なお、運転免許証の更新後、所在不明等本人都合により長期間経過した後、運転免許証の交付を受けた者であっても、当該運転免許証の交付日が「処分のあったことを知った日」となる。

イ 指定自動車教習所及び技能検定員等関係では、処分を受けた日となる。

ウ 運転免許証の取消・停止処分等関係では、道交法の規定を受けた道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)で定められている各種通知書・処分書を対象者に交付した日となる。

(2) 教養の徹底

審査請求等の教示を欠いた場合は、県民の権利利益に重大な影響を及ぼすこととなるため、確実かつ適切に行うよう所属職員に対する教養を徹底すること。

担当：運 転 免 許 課
免 許 係
試 験 ・ 教 習 所 係
運 転 免 許 管 理 係

教 示 の 趣 旨

運転免許証の更新時等にゴールド免許証以外の免許証を交付した者に対する説明(例)

青色の免許証の交付を受けた方は、優良講習を受けられないなど、法令上の不利益処分を受けたこととなりますので、このことについて

- ・ 行政不服審査法の規定に基づく審査請求
- ・ 行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消しの訴え

をすることができます。

詳細については、配布しております「教示」という文書をご覧ください。

【参考】～ 優良運転者（ゴールド免許証交付）の要件

- ① 免許を受けていた期間が5年以上あること
- ② 過去5年間「無事故・無違反」であること（「事故」には違反が立件されていない物損事故は含まれない。）
- ③ 過去5年間に「重大違反唆し行為等」「道路外致死傷行為」「危険運転致死傷罪に該当する交通事故」がないこと

注： 政令で定める基準は「更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の40日前の日前5年間」とされている。

教 示 書

教 示

- 1 この処分しよぶんに不服ふふくがあるときは、行政不服審査法ぎようせいふふくしんさほうの規定きに基づきていもと、この処分しよぶんがあったことを知った日の翌日しひよくじつから起算きさんして3か月以内に青森県公安委員会あおもりけんこうあんいんかいに対して、審査請求しんさせいきゆうをすることができます。
- 2 この処分しよぶんに対する処分しよぶんの取消とりけの訴えうつたは、行政事件訴訟法ぎようせいじけんの規定きに基づきそしやうほうきてい、この処分しよぶんがあったことを知った日の翌日しひよくじつから起算きさんして6か月以内に青森県を被告ひこくとして（訴訟そしやうにおいて青森県を代表だひようする者は、青森県公安委員会あおもりけんこうあんいんかいとなります。）提起ていきすることができます。

※不明な点がございましたら、手続きされた窓口にお尋ねください。